

<資料>

2025年度 島根大学法政研究会実施報告

島根大学法政研究会は、法経学科法学分野の教員、ならびに人間社会科学研究科社会創成専攻法政コースの大学院生・研究生を主な参加者として開催されている。今年度の活動報告は以下の通りである。

(法政研究会事務局・嘉村雄司)

第1回 2025年11月26日（水）15:30～17:05

安部心（大学院人間社会科学研究科修士課程2年）

「必要経費の該当性に関する一考察」

【報告要旨】

所得税法37条1項は、不動産所得等の金額の計算上必要経費に算入すべき金額は、別段の定めがあるものを除き、当該所得の総収入金額に係る売上原価その他当該総収入金額を得るために直接に要した費用の額及びその年における販売費、一般管理費その他これらの所得を生ずべき業務について生じた費用の額とすると規定されている。

従来の裁判例では、必要経費の該当性として「直接性」が求められてきたが、租税法律主義の要請である厳格な文理解釈のもとでは、必要経費の該当性について「直接性」を求めるこには疑問がある。

そこで、本報告では、「直接性」を否定した弁護士会役員事件を中心に、必要経費の該当性をめぐる裁判例及び学説を整理したうえで、近年の裁判例を検討し、租税法律主義の視点から必要経費の該当性の判断基準の在り方を検討する。

浅山和則（大学院人間社会科学研究科修士課程2年）

「総則6項・平等原則による租税回避行為の包括的な否認の問題」

【報告要旨】

財産評価基本通達総則6項の趣旨は、災害など予見できない事態があった場合に適用されるものであるが、租税回避行為の否認にも適用されている現状にある。これは、租税回避行為の否認は、予測可能性の観点から、個別否認規定よるべきとされる先例判決に反する。裁判例においても、租税回避行為に対して、相続税法64条1項で対応できない場合に適用されていると思われるものがある。

さらに、総則6項による否認の範囲を拡大したと思われる平等原則の登場により、これまで以上に、明文規定のない否認が増えていくと考えられ、予測が困難になっていくと思われるので、明文規定のない租税回避の否認が許されるのかについて検討する。

出席者（10名）

〔教員〕磯村晃、嘉村雄司、小池直希、高橋正太郎、横井里保（香川大学）

〔学生〕安部心、浅山和則、田村安悠、中川雅人、藤原行崇